

天領

Vol. 56
2013/3



CONTENTS

● 平成24年度 通常総会を開催	1
● 石見大田税務署長 着任のごあいさつ	3
● 平成24年度 納税功労者表彰	4
● 2012 ミニ税金フォーラム	5
● ダイレクト納付はこんなに便利です！	6
● 平成24年度 租税作品合同表彰式開催	7
● 東京大田市人会開催	8
● 知っておきたい税務	11
● 大田市の企業訪問 (有)河村豊店	12
● いも殿様の頌徳碑分布まっぴ発行	14
● 第5回 銀の國ぐるめまつり	16
● 税務署からのおしらせ・不正ガソリン110番	17
● 大同生命保険株式会社	18
● アメリカンファミリー生命保険会社	19
● 税のこぼれ話 ～ 扇風機と税～	20
● 編集後記	20

■ 大田市駅前イルミネーション

石見銀山世界遺産登録5周年事業の観光まちづくりキャンペーンの一環として、パル東側駐車場でイルミネーションの点灯式が行われました。

当日は、あいにくの雨模様となりましたが、キャンペーンキャラクターの「らとちゃん」をかたどったイルミネーションがパルの建物壁面に点灯され、限定カレンダーのプレゼント等がありました。

このイルミネーションは、JR大田市駅前通り周辺で、12月、1月の夕方5時から夜10時まで点灯されました。

平成24年度 通常総会を開催 ～公益法人への移行を決議～

平成24年度通常総会は、5月30日大田商工会議所において、来賓に北原石見大田税務署長、森田大田商工会議所会頭、川上中国税理士会石見大田支部長ほかを迎え、会員多数の出席のもとに開催しました。

的場会長より、一層の組織強化と事業内容の充実に取り組むとともに社会に貢献する法人として積極的に社会貢献活動を展開したいとの挨拶がありました。その後、議事に移り、第1号議案「平成23年度事業報告並びに収支決算承認の件」、第2号議案「平成24年度事業計画並びに収支予算案承認の件」は、いずれも原案通り承認されました。また、平成25年度の公益法人への移行に向けた第3号議案「公益社団法人石見大田法人会移行

認定停止条件付決議承認の件」を満場一致で承認し、それに伴う第4号議案「定款(案)」、第5号議案「諸規定(案)」、第6号議案「公益社団法人石見大田法人会設立初年度役員(案)」を可決承認しました。機関決議をしたことで、公益法人への移行に向けた申請作業に入ることになります。

総会終了後、石見大田税務署の上田上席国税調査官から「税制改正の概要」について最新の情報提供がありました。



平成23年度（第24期）収支決算書

自平成23年4月1日 至平成24年3月31日

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減△	摘要
1. 会費	5,500,000	5,415,000	△ 85,000	
1) 一般会費	5,300,000	5,270,000	△ 30,000	
2) 青年部会費	200,000	145,000	△ 55,000	
2. 事業費補助金	4,300,000	5,048,700	748,700	全・県法連助成
3. 事業収入	300,000	134,000	△ 166,000	ゴルフコンペ参加料・研修参加料
4. 繰入金	2,335,554	0	△2,335,554	社会貢献事業引当金
5. 雑収入	126,222	92,741	△ 33,481	預金利息、祝金他
当期収入合計(A)	12,561,776	10,690,441	△1,871,335	
前期繰越収支差額	938,224	938,224	0	前年度繰越
収入合計(B)	13,500,000	11,628,665	△1,871,335	

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減△	摘要
1. 事業費	10,900,000	8,647,166	△2,252,834	
研修・講習会等費	4,000,000	2,160,998	△1,839,002	経済講演会・租税教育・資料配布外
社会貢献活動費	2,400,000	1,130,050	△1,269,950	
会報発行費	700,000	413,000	△ 287,000	
委員会費	200,000	251,655	51,655	
女性会活動費	800,000	1,064,250	264,250	女性会事業費
青年部活動費	800,000	1,387,213	587,213	青年部事業費
人件費	2,000,000	2,240,000	240,000	人件費按分
2. 管理費	2,300,000	2,575,166	275,166	
総会費	300,000	414,332	114,332	総会
役員会費	200,000	367,646	167,646	役員会
委員会費	100,000	0	△ 100,000	委員会
人件費	500,000	560,000	60,000	人件費
事務局費	300,000	342,614	42,614	通信費、消耗品費
渉外費	100,000	59,224	△ 40,776	慶弔費外
旅費	250,000	223,950	△ 26,050	出張旅費
負担金	400,000	445,400	45,400	県法連、税団協等
租税公課	80,000	162,000	82,000	法人県市民税
雑費	70,000	0	△ 70,000	
3. 予備費	300,000	0	△ 300,000	
当期支出合計(C)	13,500,000	11,222,332	△2,277,668	
当期収支差額(A)-(C)	△ 938,224	△ 531,891	406,333	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	406,333	406,333	

平成24年度（第25期） 事業計画

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

〔事業活動の方針・重点事項〕

1. 法人会の基本的指針とされている「自己啓発の支援」、「納税意識の向上」、「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」に基づき、効果的な事業を展開する。
2. 新公益法人制度へ対応として、定款の変更（案）の承認や諸規定の整備を行い平成25年4月の認定を目指す。また、認定基準にそった公益事業の積極的展開を図る。
3. 健全な納税団体としての役割を全うすべく、会員増強運動に努め、組織率60%を目指して、組織の充実を図る。
4. 「国税電子申告・納税システム」の利用促進を図る。「地域社会貢献活動」
5. 税務当局及び県法人会連合会等、上部団体との連携協調に努め、会勢の発展を図る。また、青年部、女性部会の組織強化を図り、事業活動に積極的な支援を行う。



社団法人石見大田法人会

〔主な事業〕

◇公益関係

1. 税の啓発活動
2. 税の提言事業
3. 税の広報事業
4. 地域発展事業
5. 経営支援活動

◇共益関係

1. 福利厚生事業
2. 会員増強活動
3. 会員支援事業
4. 青年部会活動の推進
5. 女性部会活動の推進

◇管理官系

1. 総会・役員会等の開催
2. 委員会の開催
 - ・総務委員会
 - ・研修委員会
 - ・税制委員会
 - ・広報委員会
 - ・厚生委員会
3. 全法連等上部団体の会議への参加
4. 法人会全国大会、全国青年の集い、全国女性フォーラムへの参加

平成24年度（第25期）収支予算書

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

(単位：円)

科目	当年度予算額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	5,000
特定資産運用益	5,000
受取会費	5,100,000
事業収益	110,000
受取補助金	5,097,300
受取負担金	150,000
雑収益	101,000
【経常収益計】	10,568,300
(2) 経常費用	
事業費	8,920,301
管理費	3,169,433
【経常費用計】	12,089,734
当期経常増減額	△ 1,521,434
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,521,434
法人税・住民税及び事業税	81,000
当期一般正味財産増減額	△ 1,602,434
一般正味財産期首残高	11,658,258
一般正味財産期末残高	10,055,824
II 正味財産期末残高	10,055,824

石見大田税務署長 着任のごあいさつ



石見大田税務署長

松中 幹治

本年7月の定期人事異動で、石見大田税務署長を拝命いたしました松中でございます。

前任は米子税務署副署長で、鳥根県での勤務は二度目となります。

大田市には平成11年7月から2年間、松江税務署の税務広報広聴官として広報事務を担当し、租税教室の開催などで何度か伺ったことがございます。

当署管内は、国立公園三瓶山の大パノラマや、日本海の美しい海岸線など豊かな自然と温泉津をはじめとする情緒あるたたずまいに溢れ、すばらしい環境に恵まれております。更には、文化的景観を残し世界遺産登録5周年を迎えた「石見銀山遺跡」に代表される歴史ある当地に勤務できますことを大変光栄に思っております。

出身は、桃太郎ときび団子で有名な「晴れの国」岡山県岡山市ですが、家族は広島市内に居住しておりますので、当地では単身での赴任となります。

ところで、本年7月の定期人事異動では、私のほか、統括官と職員2名が着任しました。前任者同様によりしくお願いいたします。

社団法人石見大田法人会の皆様には、平素から税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝いたしております。とりわけ、法人会の皆様方には、的場会長の下、「税を考える週間」行事への参加、租税教室への講師派遣をはじめ、税金フォーラムの開催や地域社会貢献活動に

も積極的に取り組まれるなど、幅広い活動を展開されており、誠に心強い限りでございます。

また、国税庁の最重要課題の一つとして取り組んでおります「e-Taxの利用拡大」につきましても、会として「会員企業・役員企業・役員個人の利用割合95%」と具体的な目標を掲げられて取り組まれるなど、当署での法人税及び消費税の利用割合の向上に大きく貢献いただいております。紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、私ども国税職員は、社会・経済の変化に適切に対応しながら、「適正・公平な課税と徴収の実現を図り、納税者の皆様方に信頼される組織」を目指して、日々努力しているところでございます。しかしながら、税務を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、円滑な税務行政を遂行するためには、皆様方のご理解とご協力が不可欠でございます。どうか、本年も昨年以上のご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、社団法人石見大田法人会の今後ますますのご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご発展を祈念いたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

税務署人事異動（7月10日付）

石見大田税務署転入者

【署長】 松中 幹治
(米子税務署 副署長)

【総務課】
上席国税徴収官 山崎 光寿
(浜田税務署 管理運営・徴収部門)

【調査部門】
統括国税調査官 能島 健治
(鳥取税務署 審理専門官(個人))
()内は旧任地

平成24年度 納税功労者表彰

～ (社)石見大田法人会に石見大田税務署長感謝状 ～

石見大田税務署の平成24年度納税功労者表彰式が「税を考える週間」の初日、11月12日に島根中央地域職業訓練センターにおいて挙行されました。

表彰式では、島根県西部県民センター所長様、大田市長様をはじめ、各税務団体代表の方々のご臨席のもと、永年にわたって申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚に功績のあった個人並びに団体に松中石見大田税務署長から表彰状及び感謝状が贈呈されました。

税務署長表彰は、石見大田納税貯蓄組合連合会として申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚に功績のあった天崎美智子氏が受彰されました。

また、石見大田税務署長感謝状は大田市青色申告会女性部副部長の田平和子氏と石見大田間税会事務局長の月森直紀氏、石見大田青色申告会連合

会の前理事の月森豊氏に贈呈されました。

松中署長は式辞の中で、「受彰者の日頃の熱意と多年の努力に感謝します」と述べ、e-Taxの利用促進などさらなる税務行政への理解と支援を求められました。

ご来賓の祝辞の後、受彰者を代表して天崎美智子氏が謝辞を述べ、表彰式を終えました。

尚、納税貯蓄組合施行60周年記念として、全国納税貯蓄組合連合会会長表彰を石見大田納税貯蓄組合連合会事務局長の西山真治氏が去る平成24年10月18日に、多年にわたり納税貯蓄組合の業務にご尽力された功績に対して表彰されています。

栄えある受彰をお祝いするとともに、今後ますますのご活躍、ご健康をお祈り申し上げます。

■ 石見大田税務署長表彰



石見大田納税貯蓄組合連合会
女性部部長 天崎美智子氏

■ 全国納税貯蓄組合連合会会長表彰



石見大田納税貯蓄組合連合会
事務局長 西山真治氏

■ 石見大田税務署長感謝状【納税道義の高揚】



大田市青色申告会 女性部
副部長 田平和子氏



石見大田間税会
事務局長 月森直紀氏



石見大田青色申告会連合会
前理事 月森 豊氏



11月15日（木）午後4時より仁摩町小鐵屋旅館に於いて、石見大田法人会の税を考える週間の事業として『2012ミニ税金フォーラム』が開催され仁摩、温泉津地区の多くの会員の出席のもと開催されました。

初めに的場法人会会長より挨拶がありました。その中で、国の借金は24年度末で、1085兆円となる見込みで前年より126兆円増える。国民1人当たり850万円となる。

国民の個人が持っている個人金融資産合計は1518兆円、そのうち60%は60歳以上の高齢者が所有している。個人金融資産の現金預金は55%であり、この834兆円は銀行等を通じ国債投資に回っている。残りの45%は投資、不動産、債券、株式等に回っている。

また、国の税収は見込みで42兆円、消費税は現行10兆円であり、1014年3%増の6兆円が増え、

2015年よりは2%増の4兆円が増えることになると話がありました。

次に、税務署からのお話や、税務調査のビデオ上映などを見た後、恒例のクイズに移りました。その内容では、昨年度の震災の義援金等、募金の税務上控除になるのは、親戚に送る、日本赤十字に募金、街頭で募金のどれか。また、相続税は、妻と子供2人ではいくら控除か、6000万円、8000万円、1億円のうち正解はどれかなどの質問で、優勝は温泉津町の石央オートの川口登さん、準優勝はウエダの植田静子さん、3位は合銀仁摩支店の上野康さんでした。

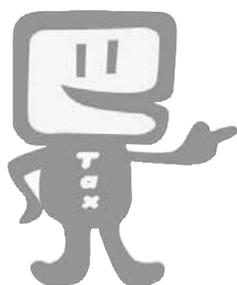
一方、東部会場は、11月16日、水明館に於いて開催されました。優勝は石見銀山テレビ放送の熱田剛さん、準優勝は信金大田営業部の澤井智樹さん、3位は島根中央マルキの岩野千恵子さんでした。

e-Taxで源泉所得税を納付してみましょう!

e-Taxで源泉所得税を納付するには下記の二つの方法があります。

- ①インターネットバンキングで納付
(インターネットバンキング契約が必要、期日指定ができない。)
- ②ダイレクト納付で納付 (これがお勧めです。)

ダイレクト納付はこんなに便利です!



●ダイレクト納付とは

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした預金口座から、簡単なクリック操作で、即時又は期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

●ダイレクト納付のメリットは

ダイレクト納付は、税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能となるほか、現行の電子納税にはない次のようなメリットがあります。

- ①インターネットバンキングの契約が不要
- ②即時又は期日を指定して納付することが可能
- ③税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能

●対象となる税目

電子申告等が可能となる税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税）が対象となります。

※ e-Taxに納付情報データを登録すれば、上記の税目にかかわらず **全税目でダイレクト納付が利用可能** となります。納付情報データの登録方法については、e-Tax ホームページ (www.e-Tax.nta.go.jp) でご確認ください。



豆知識

年末調整で超過額が発生し、税額が0円の徴収高計算書はe-Taxの開始届が提出されているだけでもe-Taxで提出ができます。

詳しくは石見大田税務署まで

Tel.0854-82-0980
音声ガイダンスの後に2番を押してください。

平成24年度 租税作品合同表彰式



石見大田青色申告会連合会主催の平成24年度租税作品合同表彰式が11月11日（日）、大田市駅前ファミリーデパート「パル」において開催されました。この合同表彰式は租税教育の一環として、各税務団体が石見大田税務署管内の小・中・高校生を対象に「税に関する作品」を募集した作品の中から、優秀作品の表彰を行いました。

今回は、小学生による絵はがき16点、中学生による作文2編・習字3点、一般による税の標語1点、租税教育推進校1校の表彰がありました。

（社）石見大田法人会会長賞は、絵はがきの部の大田市立久手小学校6年神西結子さんに贈呈しました。

表彰式終了後は、土江子ども神楽団の上演が行われ大勢の市民で賑わいました。



各賞受賞者のみなさん（敬省略）

■ 小学生の税に関する絵はがき

- 大田市長賞 大森小学校 5年 河合 ひなた
- 島根県審査員会特別賞
川合小学校 6年 江下 実優
- 石見大田地区租税教育推進協議会代表幹事賞
静岡小学校 6年 中島 奈美子
- 島根県西部県民センター所長賞
長久小学校 6年 小倉 心
- 石見大田税務署長賞
大田小学校 6年 土谷 青
- 銀の道商工会会長賞
大田小学校 6年 千賀 岳瑠
- 中国税理士会石見大田支部長賞
富山小学校 6年 大谷 杏月
- 社団法人石見大田法人会会長賞
久手小学校 6年 神西 結子
- 石見大田間税会会長賞
志学小学校 6年 和田 來夢
- 石見大田青色申告会連合会会長賞
大田小学校 6年 大輝 鈴
- 大田市青色申告会会長賞
朝波小学校 6年 高野 陽香莉
- 大田市東部青色申告会会長賞
高山小学校 6年 藤原 優子
- 温泉津町青色申告会会長賞
仁摩小学校 6年 田平 絢子
- 仁摩町青色申告会会長賞
仁摩小学校 6年 川本 真桜子

- 大田市漁業青色申告会会長賞
五十猛小学校 6年 三井 七海
- J A石見銀山青色申告友の会会長賞
北三瓶小学校 6年 永井 綺音

■ 中学生の税についての作文

- 石見大田税務署長賞
第一中学校 2年 山崎 綾乃
- 石見大田納税貯蓄組合連合会会長賞
第一中学校 2年 萱堂 楓羅

■ 中学生の税についての習字

- 中国納税貯蓄組合連合会会長賞
温泉津中学校 3年 重田 あい
- 石見大田税務署長賞
温泉津中学校 2年 酢谷 大洋
- 石見大田納税貯蓄組合連合会会長賞
温泉津中学校 2年 山本 裕菜

■ 税の標語

- 石見大田間税会会長賞 一般 勝部 千歳

■ 租税教育推進校

- 石見大田税務署長感謝状
鳥井小学校 校長 飯塚 良治



東京大田市人会 開催

東京を中心とする都市圏に在住の大田市出身の方々でつくられた東京大田市人会の総会・懇親会が10月20日、浜松町にあるシーバンスホールに於いて開催されました。

会場では設置されているTVの映像に神楽が映し出されていて郷愁を呼び、大田市の特産品の即売や、角寿司も用意され、鰯等の一夜干しを焙る香ばしさが漂っていました。

定刻より総会が森山宏二事務局長（仁万）の司会進行により開催され、今田潔会長（大田）の挨拶のあと昨年度の報告がされ、速やかに総会を終了され、直ちに約150名の参加する懇親会に移りました。懇親会の司会は森山英之幹事（大田）により宮根誠司バりに軽妙に始まりました。開会にあたり来賓としての挨拶は竹腰創一大田市長にはじ



まり、石見銀山遺跡の世界遺産登録5周年の節目にあたり、大型観光キャンペーンを開催中であり、当日と翌日、丸の内で開催される「石見銀山伝」の紹介と支援のお願いや、馬路が生んだ囲碁の本因坊道策が出てくる映画「天地明察」について解説され、天才棋士本因坊道策を演じる横山裕さんや

主演は岡田准一、市川染五郎など名優が顔を揃えているなど紹介され、道策の知名度が上がることにより、故郷の知名度も同時に上がることを期待してのご挨拶でした。

また、琴が浜の鳴り砂は日本三大の鳴り砂で当地において全国鳴り砂サミットが開催され、琴が浜は日本一の鳴り砂であり、環境破壊により砂が鳴らなくなるようなことにならないよう自然保護に努めたい旨を語っておられました。さらに、「ら





とチャン」の名前の由来などの紹介をされ、ゆるキャラグランプリ2012において現在の順位が100番位の評価を頂いておりご支援をお願いされました。

有光孝次大田市議会議長の挨拶では大田市の予算総額約240億円を有効に用途されているかどうかを常任3委員会と3つの特別委員会を設置し、全力を挙げて市議会に於いて検証していること等、森田博久大田商工会議所会頭は高規格道路の整備ほか大田市内における商業環境の直近の厳しい状況等、原勝正銀の道商工会会長は今回初めて参加をされ、今後の大田市人会の発展を願いつつ、ふるさとへの支援のお願い等を含めた来賓としての四方のご挨拶がありました。その後24名の来賓が一人一人紹介されました。参加会員の方々は

田地区80名、温泉津地区20名、仁万地区13名の会員に併せ、チーム大田（ふるさと屋台）の方々、柳瀬銭太鼓の皆さんの紹介がありました。

懇親会では、アトラクションとして柳瀬銭太鼓の皆様による銭太鼓、水田勝則会員による銀山甚句、東京石見神楽団による石見神楽が披露され会員の皆様は郷愁に浸っておられるようでした。その後、ふるさと福引大会と称してふるさとのおみや、特産品、永井裕子さんの新曲「石見のおんな」のCDや、島根県人会会長提供によるコマツブルドーザー等のミニチュアの景品が当たる抽選会があり、香川透幹事（温泉津）による関東一本締めにより閉会となり、最後に会員提供によるお土産が全員に渡されお開きとなりました。ふるさと出身の方々の交流の場として大変有意義な4時間30分でした。今後さらに参加者の増加と交流が深まり、ふるさと大田市へも経済的効果が一層及ぼすような交流に深まることを期待したいものです。



() 内は出身地名です



知っていますか？ グループ法人税制

(平成22年度改正)

平成22年度改正のグループ法人税制は大企業ばかりではなく、中小企業にも関係する事項がありますのでグループ企業の方はチェックしてみてください。

1. 寄附金・受贈益 (寄附金の損金不算入)

内国法人が各事業年度において完全支配関係(法人による完全支配に限ります。)がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は損金の額に算入されません。(法37②)

(例えば…)

※以前が寄附金の限度額計算が必要でした。

A社(資本金2,000万円)が子会社B社(A社が100%出資)が負担すべき事務所家賃120万円を支払っていた場合

…家賃相当額120万円はA社からB社に対する寄附金となるが、全額が損金とならないので申告調整で益金加算が必要となる。

(受贈益の益金不算入)

上記の寄附金を受けた法人においては、その寄附金の額に対応する受贈益の額は益金の額に算入されません。(法25の2)

(上の例では…)

※以前は損金計上と受贈益計上で差し引き所得ゼロでした。

B社では負担すべき家賃120万円は損金計上(家賃120万円/未払費用120万円)

家賃はA社が支払っているので受贈益計上(未払費用120万円/受贈益120万円)

2. 資産の譲渡

しかし、法人税法上ではこの受贈益は益金不算入なので申告調整で減算が必要となる。

土地などの特定の資産(※)を完全支配関係がある他の法人に譲渡した場合には、税務上、譲渡損益は繰り延べられます(法61の13①)

(例えば…)

C社が自社の100%子会社であるD社に対し、帳簿価額5,000万円の土地を2,000万円で譲渡し、固定資産譲渡損3,000万円を計上していた場合。

…譲渡損の計上は繰り延べられますので、C社は申告調整で譲渡損3,000万円を益金に加算します。

(更に…)

D社が翌事業年度にその土地をE社に売却した場合

…D社がE社にその土地を譲渡した時にC社に譲渡損3,000万円が実現します。

したがって、C社は繰り延べた譲渡損を申告調整で損金に加算します。

(E社が完全子会社であるかどうかは関係ありません。)

※固定資産、土地等、有価証券(売買目的有価証券を除く。)、金銭債権及び繰延資産で譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上のものが該当します。

ほかにもいろいろなケースがありますので注意してください。

(有) 河村畳店

創 業 大正元年
会社設立 平成8年2月1日
資 本 金 500万円
営業内容 畳工事、寺院畳、上敷き、ジュータン、カーテン、内装品
所 在 地 大田市温泉津町井田イ1111-1



大田市温泉津町井田で畳を製造販売している河村畳店は、大正の初め、桜江町より河村家に婿養子にきた河村三市が畳職人であったことが始まりです。大正時代は畳がまだ貴重な時代で、お寺や地主の家、商家では畳が敷き詰められていたようですが、一般の家では、普段は立てて保管してあったそうです。農家などは畳の無い家が多かったと聞いています。せっかく畳職人として一人前でも仕事が少なく、農業をしながら温泉津の旅館の表替えや、大きな地主の家の畳替えの仕事に泊まりがけで行っていたようです。

どうかして畳を普及したいという思いで、各集落に畳頼母子講とって、2年位その掛け金を支払えば、6枚組の畳が買えるシステムをお願いし、田舎での畳の普及に努力したそうです。

戦時中などは統制下で材料が手に入りやすく大変な時代であったそうで、邇摩郡の畳組合員も材料入手に協力し合った時代でもあったようです。

戦後、2代目、河村豊は、温泉津や江津のはんなど丸物の景気がよく、その荷造り用の縄の製

造工場を友人と共同でしながら資金をつくり、それまで、人力で機械を動かし縫っていた畳の床を、モーターの力で縫い製造する機械を購入、昭和30年ごろからは弟子に加え、江津市などから職人に来てもらい少しずつ商売らしくなっていました。その後、運送屋に頼んでいた配達を自家用トラックで配達、畳の縁を縫う機械も造られ、しだいに機械化していきました。

3代目、河村賢治が就職した昭和46年ごろからは景気も良くなって、車社会のおかげで道路もよくなり商売の範囲も広がっていきました。昭和



50年ごろより祖式町の石原建築さんや祖式、大國の寺院建築をされる建築業者とのつながりが太くなり、難しいお寺の畳寸法の割り付け、紋べりの縫い付けは、特に勉強を重ね得意分野になっていきました。そして、島根県はもとより広島県、山口県のお寺や、文化財の仕事も多くさせていただきました。今でも、当時仕事させていただいたお寺からの注文もあり、大田市はもとより江津市、浜田市、邑智郡のお寺や、一般家庭の仕事をしていただいています。時代劇のお城などの畳の、白に黒の丸い柄、紋べりの合わせ方はピカイチです。

平成12年には、東京ビックサイトでの展示会で、炭を使った住宅資材などを見たのをきっかけに、藁を使った畳と竹炭、また、ゼオライトとの混合による健康畳製造の研究をし、自社のラインで製造に成功し特許の申請もしました。この畳は切り



口に炭が出ないのが畳業界でも認められました。手間がいることと値段も少し高いですが、引き続き出荷しています。

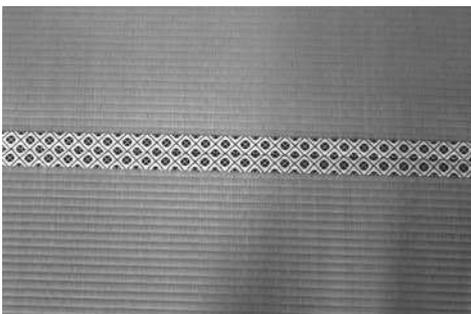
また、この基になる、藁畳床製造ラインは島根県でもほとんど残っておらず、唯一、藁を使った畳の自社製造のできる工場でもあります。

現在の工場は、茨城県にある訓練校で特殊畳も含め、手縫いの修業をし、就業10年目の4代目、河村隆弘が主に仕事をしています。

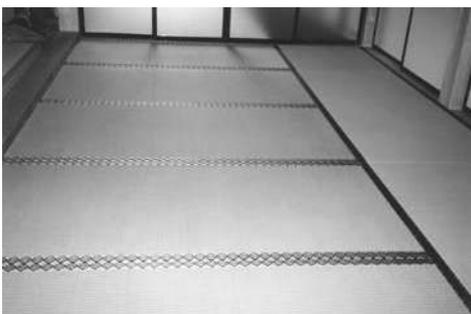
▶浜田市三隅町 西方寺



▶浜田市三隅町(西方寺
紋べり合わせ(九条紋べり))



▶山口県周南市久米 正覚寺



竹炭健康畳

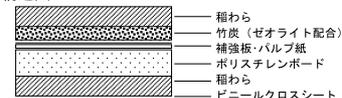
ゼオライト入り

特徴

稲わら+竹炭の調湿作用 (部屋の湿気を吸ったりはいたりします)
竹炭の脱臭作用
カビの減少に大きく作用
 さらに天然鉱物ゼオライトをプラス
 →吸湿力・脱臭力を強化
 →アンモニアなどの有毒ガスを吸着
通常(湿度)の状態の住宅ですと40年以上使えます

竹炭は畳床の一番上のわらの層の下に5mmの厚さでしきつめてあります。
 (1畳あたり約2.3kg)

構造図



※写真は製床ラインです

価格※1畳あたり:25,000円(国内産高級表使用)・20,000円(国内産上級表使用)



一製造元一
有限会社 河村畳店

〒699-2507 島根県大田市温泉津町井田
 本店 井田 TEL(0855)66-0552

遠方のお客様にはお近くの畳店を紹介いたします

いも殿様の頌徳碑分布マップ発行

井戸平左衛門正明公頌徳碑大田市内マップ発行される

井戸平左衛門正明公 頌徳碑大田市内分布マップ



この度、大田ロータリークラブより大田市内にある井戸平左衛門公の頌徳碑分布マップが発行されました。このマップは本年、石見銀山遺跡の世界遺産登録5周年を記念し「石見銀山学推進プロジェクト-井戸平左衛門正明の功績を今に活かす-」を昨年11月に開催され、その際に発行されたものです。当初500部発行されたものの、全て無くなってしまったため新たに1000部増刷されるようです。

このマップを発行してからも新たに大田市内において頌徳碑が見つかっており、まだまだ大田市内にも未確認の頌徳碑がありそうです。大田市内

の井戸平左衛門公の頌徳碑は未確認も含め102箇所あると言われていています。中国地方には故宮本豊さん調査により確認された頌徳碑は約470箇所ですが実際には500箇所以上あると言われていています。一人の遺徳を称え、感謝の思いを石に刻み、後世にその思いを伝える為にこれ程多くの頌徳碑が建てられた方が他にあるでしょうか、この時代だからこそ今一度スポットを当てるべきなのかもしれません。

マップ希望の方は大田ロータリークラブへ申し込み下さい。(送料実費、無料)

 <p>① 井戸明府恩澤碑 【場 所】 富山町山331(集会所) 【建立時期】 安永4年7月26日(1857) 【石碑の型】 墓石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 43</p>	 <p>② 井戸恩謝碑 【場 所】 富山町横倉453(稲倉倉庫) 【建立時期】 不明 【石碑の型】 墓石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 51</p>
 <p>③ 芋代官頌徳碑 【場 所】 富山町山中331(松林寺) 【建立時期】 昭和34年春(1974) 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 52</p>	 <p>④ 泰雲院殿義岳良忠大居士 【場 所】 富山町本郷 【建立時期】 不明 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 53</p>
 <p>⑤ 泰雲院殿義岳良忠大居士 【場 所】 浪根町上町1733(郷社八幡宮) 【建立時期】 不明 【石碑の型】 墓石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 42</p>	 <p>⑥ 井戸明府追念 【場 所】 三瓶町多根(聖院寺前) 【建立時期】 明治22年11月26日(1889) 【石碑の型】 墓石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 191</p>
 <p>⑦ 井戸明府碑 【場 所】 三瓶町野城(野城寺下) 【建立時期】 明治18年5月25日(1885) 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 192</p>	 <p>⑧ 泰雲院義岳良忠居士 【場 所】 三瓶町多根(聖院寺前) 【建立時期】 不明 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 193</p>
 <p>⑨ 井戸正明公碑 【場 所】 三瓶町東上山345(尊勝寺) 【建立時期】 昭和6年7月(1931) 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 201</p>	 <p>⑩ 泰雲院殿義岳良忠居士 【場 所】 川合町吉永1196(建功寺) 【建立時期】 明治22年11月(1889) 【石碑の型】 墓石型 【建 立 者】 当山十三世康年 康牛老翁は 【備 考】 自宅半坪の跡に存り 相相父 【マップonしまねファイルNo.】 11 未確認</p>
 <p>⑪ 井戸明府記念碑 【場 所】 川合町南2999(淨教寺) 【建立時期】 明治29年11月(1897) 【石碑の型】 墓石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 112</p>	 <p>⑫ 泰雲院殿義岳良忠居士 【場 所】 川合町向吉永601(真光寺) 【建立時期】 昭和5年(1867) 【石碑の型】 墓石型 【建 立 者】 藤主 川向鎮中 曲牧和三部 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 21 未確認</p>

 <p>⑬ 井戸明府追念 【場 所】 川合町藤野 【建 立 者】 (中の野 瀬川松氏宅前) 【建立時期】 不明 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 23</p>	 <p>⑭ 井戸明府之碑 【場 所】 久手町西川(田沼源次郎) 【建立時期】 明治39年9月(1906) 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 41</p>
 <p>⑮ 井戸公追善 【場 所】 久手町西川(田沼源次郎) 【建立時期】 大正4年(1915) 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 若谷 【備 考】 君の恩恵を感じて御ゆることしてて 今も心にくさすの君の影のほは 名無き大正の心之 若谷 【マップonしまねファイルNo.】 243</p>	 <p>⑯ 井戸明府墓 【場 所】 久手町藤野(共済墓地) 【建立時期】 不明 【石碑の型】 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 212</p>
 <p>⑰ 井戸明府 【場 所】 久手町波根西1944(刈田神社) 【建立時期】 不明 【石碑の型】 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 211</p>	 <p>⑱ 泰雲院殿義岳良忠居士 【場 所】 久手町寺前2168(観音寺境内) 【建立時期】 不明 【石碑の型】 墓石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 32</p>
 <p>⑲ 泰雲院殿義岳良忠大居士 【場 所】 久手町新島1359(円光寺入口) 【建立時期】 不明 【石碑の型】 墓石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 33</p>	 <p>⑳ 井戸正明碑 【場 所】 大田町大田111(大蔵寺) 【建立時期】 明治28年11月(1905) 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 当山四世信盛 小谷信吉 伊藤八 【備 考】 大田町山門前 石井義 享保十八 年五月二十六日 肥後影の 【マップonしまねファイルNo.】 13</p>
 <p>㉑ 井戸正明公碑 【場 所】 大田町大田115(明善寺経堂横) 【建立時期】 昭和30年5月(1955) 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 竹葉松平 岩倉富雄 熊谷誠之助 【備 考】 深田勲助 【マップonしまねファイルNo.】 22</p>	 <p>㉒ 井戸明府之碑 【場 所】 大田町大田12623 【建 立 者】 (法蔵寺本堂横) 【建立時期】 昭和30年10月15日(1928) 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 日城氏 西本重藏 有藤重藏 【備 考】 山本平吉 松本隆三 【マップonしまねファイルNo.】 31</p>
 <p>㉓ 井戸恩澤碑 【場 所】 魚井町新島(伝通院) 【建立時期】 不明 【石碑の型】 自然石型 【建 立 者】 【備 考】 【マップonしまねファイルNo.】 61</p>	 <p>㉔ 井戸明府厚澤碑 【場 所】 魚井町八幡(北比呂山神社横) 【建立時期】 不明 【石碑の型】 墓石型 【建 立 者】 石田伝之 徳文六 大野松二郎 【備 考】 和崎三郎 毛和勝助 石原常上門 【マップonしまねファイルNo.】 82</p>

井戸平左衛門正明公頌徳碑 大田市分布マップ

井戸平左衛門正明公の功績

井戸平左衛門正明は江戸幕府で衛定役を勤めていましたが、享保16年(1731)9月2日、60歳という高齢ながら、大岡越前守忠相の推薦もあって、第19代石見銀山領の代官に任命されました。

首任翌年の享保17年は「享保の大飢饉」といわれる大凶作の年。長雨や冷夏の影響、「いなか」「うんか」の大発生などで、稲作は甚大な被害を受けました。

飢饉に際し、平左衛門は自らの財産や豊かな農民から募ったお金を資金として米を購入するとともに、幕府の許可を得たずに代官所の米蔵を開いて飢えた領民に米を与えました。また、年貢も、被害の大小によって免除や減免しました。

享保17年4月14日、養父の命日に訪れた大森の東泉寺で修行僧の泰永に出会い、薩摩国(鹿児島)で栽培されていたサツマイモの話を知りました。早速泰永に種芋の入手を依頼し、手代の伊達金三郎とともに薩摩国に派遣されましたが、薩摩国以外への持ち出しは禁止されていて入手できず、幕府を通じて依頼することでやっと種芋100斤(60kg)を石見に持ち帰りました。

しかし、時期が7月ということもあり、栽培はほとんどが失敗。唯一福光下村笠野浦の松浦屋兵衛が栽培に成功、「いも釜」という貯蔵法も考案し、翌年からサツマイモ栽培が普及しました。その後、石見銀山領では餓死する者がいなくなったという記録があります。

享保18年、平左衛門は詔でいた備中笠岡(岡山県)で病に倒れ、5月26日に亡くなりました。着任したときすでに病氣であり、大森での2年間は飢饉と自らの病気の闘いの2年間で、

在任期間はわずか2年弱でしたが、その残した功績はあまりに大きく、死後、遺徳をしのぶ碑が各地に建てられ、大田市川合町の宮本豊さんの調査によると、その数は490基以上にも及び、島根県内だけでなく、鳥取県、広島県にも建てられています。

大田市文化協会 石賀 了

※参考文献
「石見銀山〜代官 井戸平左衛門の事蹟〜」



「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録5周年記念イベント

美味三昧! 第5回 銀の國ぐるめまつり

第5回「銀の國ぐるめまつり」は、10月13日、14日の2日間、大森町の銀山公園周辺において、盛大に開催されました。このイベントは、大田商工会議所と銀の道商工会・JA石見銀山・JFしまね・大田市料飲組合・大田市観光協会・大森観光開発協会の6団体による実行委員会が本年、「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界遺産登録5周年を迎えたことから記念イベントとして開催したものです。

両日とも晴天に恵まれ、会場には市内の飲食店など16店が出店し、訪れた観光客や地元住民らは、郷土料理の箱寿司やそば、地鶏焼き、地元銘

菓などに舌鼓を打ちました。会場内の特設ステージでは、石見神楽や銀山あゆみ太鼓、民謡など郷土芸能が披露され、大勢の観光客らを楽しませました。また、世界遺産登録5周年のマスコットキャラクターの「らとちゃん」が登場し、子どもたちの歓声が響き渡りました。

実行委員会では、このイベントにより観光客らに石見銀山をはじめとする大田市の地域資源及び観光資源の魅力を伝えることができたと手応えを感じていました。

今後の観光客やリピーターの増加に向けて、来年も継続して行う予定です。

オープニングセレモニー



会場のにぎわい



大代神楽



銀山あゆみ太鼓



抽選会



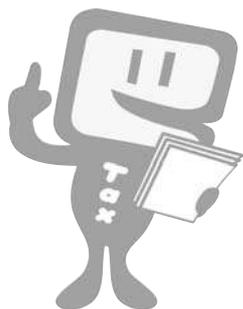
らとちゃん



税務署からのお知らせ

平成23年12月2日に、東日本大震災から復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され、

「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。



■復興特別所得税

対象者 所得税及び源泉所得税の納税義務者

対象期間 平成25年1月～平成49年12月

税額計算 基準所得税額×2.1%

(源泉徴収の場合＝源泉徴収すべき税額の2.1%相当額)

■復興特別法人税

対象者 法人税の納税義務者

対象期間 平成24年1月から平成27年3月までに開始する事業年度

税額計算 各事業年度の法人税の額×10%

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

国税庁 で 検索

お問い合わせ先 石見大田税務署 電話 0854-82-0980

不正ガソリン

に関する情報をお寄せください!!

「不正ガソリン」とは、正規のガソリンにガソリン以外のもの（灯油など）を混ぜたもので、揮発油税の脱税行為になる恐れがあります。

こんなときには、すぐお電話ください！

こんなとき

- ◎ガソリンに何かを混ぜて販売している噂を聞いた
- ◎ガソリンを給油してから、車の調子がおかしい
- ◎ガソリンの給油時に、変なニオイがした



広島国税局

「不正ガソリン110番」は、「0120-283-110」

経営者が、 重大疾病に かかった時の そなえを確保。



Jタイプは、重大疾病による 生存リスクから企業を守ります！



ポイント 1

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント 2

万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント 3

約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この資料の記載内容は、平成24年6月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

110th
ANNIVERSARY
お新さまとともに

山陰営業支社 出雲営業所/出雲市塩治善行町12番地2(中村ビル3F)
TEL 0853-21-4552

F-24-1012(平成24年5月24日)



青いダック

— 法人会 —

生きるための がん保険 Days

生きるためのがん保険Days (デイズ)

スタンダードプラン入院給付金日額 10,000円の場合 (抗がん剤治療特約は10年) 保険期間:終身

1 初めて「がん」と診断されたら
一時金100万円、上皮内新生物の場合10万円

2 「入院」も「通院」も日額1万円
日数無制限[※]で保障
※日数無制限保障となる通院は三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院の場合

3 三大治療をしっかり保障!
抗がん剤治療は通算600万円まで保障!

プレミアサポート 訪問面談サービス 専門医紹介

※がん専門相談サービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。
がん保険Daysの保障の一部ではありません。

●月払保険料 入院給付金日額10,000円 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療特約は10年更新)

〈生きるためのがん保険Days〉スタンダードプラン 定額タイプ [集団取扱]			
契約年齢	30歳	40歳	50歳
男性	3,004円	4,444円	7,244円
女性	3,086円	4,482円	6,046円

・契約年齢:0歳~満80歳 2012年5月現在
・〈抗がん剤治療特約〉の更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって決まります。

＋〈Days〉にプラス!

健康保険制度が適用されない「がん」の先進医療にも対応! — 法人会 — がん先進医療特約	女性特有の「がん」の保障を強化する — 法人会 — 特約 コサージュ	「がん」になったときの収入減少に備える — 法人会 — 所得サポート特約
---	---	---

先進医療は厚生労働大臣により定められ、大学病院など一定の要件を満たした医療機関でのみ受診できます。

また、受診可能な先進医療は各医療機関により異なり、変更されることもあります。

●アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

■引受保険会社(お問い合わせ先)

「生きる」を創る。

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも
集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

アフラックは「がん保険」も「医療保険」も
選ばれて契約件数No.1[※]
※平成23年版「インシュアランス生命保険統計号」より



まねきねこダック アフラック

— 法人会 —

もっと頼れる医療保険 新EVER

新EVER

スタンダードプラン入院給付金日額 10,000円の場合 保険期間:終身

病気・ケガで入院したとき	疾病入院給付金		災害入院給付金	
	1日につき (1日目から)	10,000円		1回の入院につき 最高60日まで、病気・ケガ それぞれ通算1,095日まで
病気・ケガで手術を受けたとき、 放射線治療・ 先進医療を受けたとき	手術給付金			
	手術(重大手術を除く)		重大手術	
	入院なし1回につき 5万円	入院あり1回につき 10万円	開頭・開胸・開腹手術など 1回につき 40万円	
放射線治療給付金		先進医療一時金		
1回につき		10万円		
病気・ケガの入院後に通院したとき	疾病通院給付金		災害通院給付金	
	1日につき 6,000円			

・入院給付金日額10,000円については、ご契約年齢・ご職業などによっては入院給付金日額5,000円となる場合があります。

●月払保険料 入院給付金日額10,000円 ・保険料払込期間:終身

〈新EVER〉スタンダードプラン 定額タイプ [集団取扱]			
契約年齢	30歳	40歳	50歳
男性	3,958円	5,224円	7,322円
女性	4,048円	4,704円	6,156円

・契約年齢:0歳~満80歳 2012年5月現在

＋〈新EVER〉にプラス!

健康保険制度適用外の先進医療を上乗せしたい方は… — 法人会 — 総合先進医療特約	入院してもしなくても、3年ごとに税金が受取れます! — 法人会 — 生存祝金特約	その他の特約 長期入院特約 ケガの特約 終身特約 三大疾病増額特約 女性疾病特約
--	---	--

島根支店

〒690-0003 島根県松江市朝日町498-6

法人会フリーダイヤル

0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

■代理店

石見大田法人会 0854-82-0765

代理店 (有)チェスト 0854-82-2226

松栄(株) 0854-82-6730

扇風機と税

平成24年の夏はとても暑く、しかも節電の夏というものでした。熱中症の言葉も数多くテレビに流れていたような気がします。

さて、こんな暑い夏に活躍したのは扇風機ではなかったでしょうか。以前はどこ家庭でも夏といえば扇風機だったのがエアコンに取って代わられていました。

この扇風機、国税では消費税が導入する前には物品税が課税されていましたが、県税が課税されていたことがあります。

昭和11年度では北海道、青森、東京、京都、大阪、宮崎以外全ての県で扇風機が課税されていました。ほとんどの県では扇風機一

台につき一律に課税、もしくは扇風機の大きさに応じて課税していたようです。しかし、富山県、愛媛県、福岡県では、「湯屋、理髪、営業用」とそれ以外で税額を変えていました。

銭湯や理髪店等の営業用の扇風機は一般家庭よりも税額を安く設定していたのです。

今でこそエアコンですが、エアコンが無かった時代、扇風機は贅沢品でした。今でも重宝していますね。

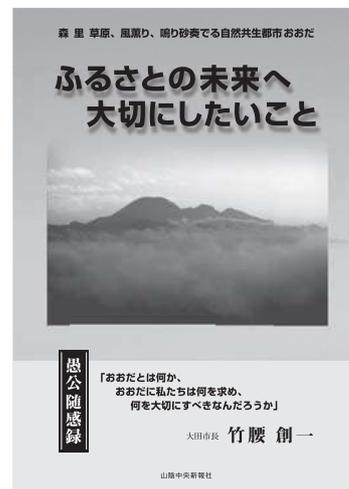


編集後記

今回の「天領」編集に当たり大変多くの方々にご協力頂きました。ありがとうございました。法人会も公益法人化に向けて事務作業が進められています。次年度に向け更に具体的な社会貢献活動への取り組みが模索されているところです。そして法人会の事務局がもうすぐ商工会議所2階に出来ます。

この度、竹腰創一大田市長が「ふるさとの未来へ大切にしたいこと」と題し本を出版されました。青年会議所（JC）活動において培った「まちづくり」に対する青年時代の熱き思いの延長線上に市議会議員、県議会議員そして今の市長の立場があり、しっかりとこの「まち」の問題点を見据え、実直に行動してこられたその歩み

がよく解ります。石見銀山遺跡の世界遺産登録に至る経緯は市長としての心痛も読み取れます。一度機会があればお読み頂ければと思います。



社団法人石見大田法人会
会報「天領」第56号

平成25年3月発行

発行所 社団法人石見大田法人会
編集 広報委員会委員長 齊藤 寛
大田市大田町 大田商工会議所内
TEL (0854) 82-0765

印刷 (有)つきはし印刷
大田市鳥井町鳥越413-42
TEL (0854) 82-0540